

「白岡町自治基本条例」で



つくる会委員を代表して
ボクが説明するよ。

伝えたいこと (素案概要版)

「自治基本条例」ってなに？

自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する、それがまちづくりの基本であり、本来あるべき自治(自ら治める)の姿だと思うんだ。

そのためには、どのような考え方でまちづくりを進めていくかについての基本ルールがあれば、みんながわかりやすいよね。

それが「条例」、つまり、**自分たちで考え、自分たちでよりよくしていこうと行動する、まちづくりのための決めごと**なんだよ。

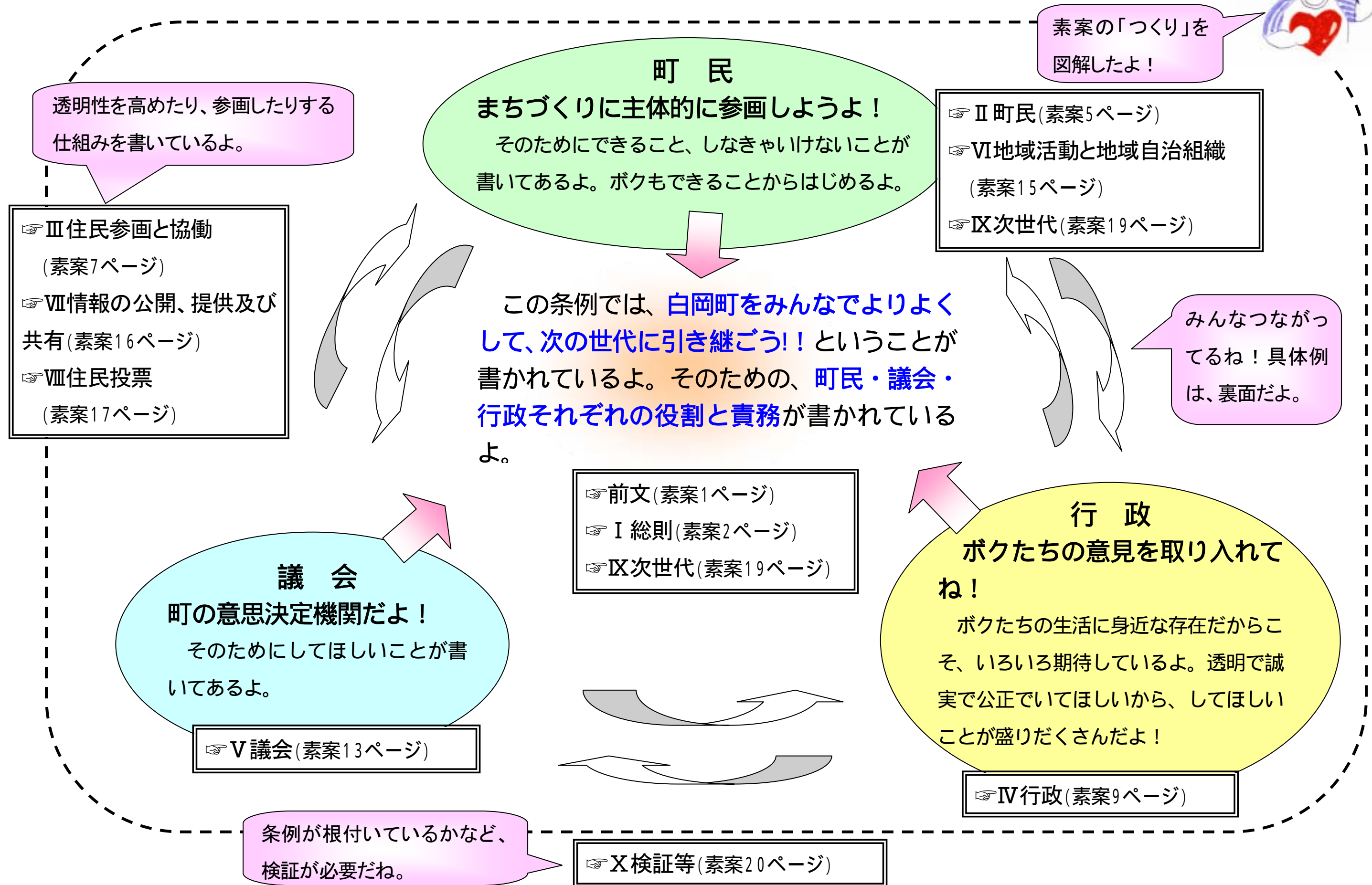
なぜ、「自治基本条例」なの？

地方分権により、国と地方自治体との関係は、対等・協力関係へと変わり、地方自治体の権限は拡大する一方、自己決定・自己責任の重さも増え、地域の実情に合った独自性のある自治体経営が求められるようになったからなんだ。

では、その「自治基本条例」には、どのようなことが書いてあるのかな？

👉 ページをめくってね。

公募委員が「町民目線」で一から素案を作ったよ！





「難しそう」と思ったそこのキミ！

実はボクたちの**身近なところで**、**さまざまな形で**
「自治」に関わっているよ！

例えば、ゴミを処理する場合、きれいな町にするために…

身近な課題を自分たちで解決する

ゴミゼロ運動など、町内の皆さんで
ゴミ拾いをしたり、ゴミの分別や集
積所の管理をしたりする。

ボクたちにもできる
ことだね！

町政運営の中で公共的課題を解決する

蓮田白岡環境センターが、皆さんで分別
したゴミを回収し、適正に処理する。

町民、議会、行政が、それぞ
れの立場で連携・協力して行
動することでだんだん町が
良くなっていくよ。

町政運営に参画すること

町民一人ひとりがどうしたらゴミを
減らすことができるのかを考え、ゴミ
処理に係る費用（税金）を減らすこと
ができるのか。きれいな町であり続け
るにはどうすればよいかを考える会
議に参加して解決策を考える。

議会で承認される

その解決策が議会で承認さ
れ、みんなが住みやすい、き
れいな町になる！！

ボクたちも積極的に
「参画」していくよ！

ご意見、お問い合わせは、下記までよろしくお願いします。

秘書広聴課 地域自治推進室 電話 92 - 1111（内線345）

FAX 92 - 9096 E-mail hisyokou@town.shiraoka.lg.jp